

財務書類作成に係る負担軽減策について

令和5年7月11日
総務省自治財政局財務調査課

1 リースについて

1 現行制度について

リース契約の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性の乏しいもの	
所有権移転外ファイナンス・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）
オペレーティング・リース		

2 作業負担について

- 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く）は、売買取引に準じて会計処理を行う必要がある。
 - 資産として計上すると、毎年度末に減価償却を行う必要。
 - 負債として計上すると、毎年度末に固定負債のうち翌年度支払予定額を流動負債に振り替える必要。
- ※ 上位以外のリース取引は、賃貸借取引に準じて会計処理を行うため、毎年度の支出額を費用計上するのみ。

リース資産の実態についての聞き取り結果（県4、指定都市2、計6団体）

- ・ 固定資産台帳上のリース資産登録件数： 約50～170件程度（平均約80件）
- ・ 価額の大きいものとしては、通信設備（一式で約10億円）や空調機（一式で約7千万円）などがある。（その他価額が比較的小さいものとしては、P C、プリンター、電話機器など）

3 前回までの議論

(1) 地方公共団体からの意見

- リース資産は財務書類に与える影響が比較的少ないので、金額要件を変更し対象範囲を縮小、あるいは計上しないことを許容できないか。

(2) 構成員からの意見

- リースは局地的に細かいので、全体のバランスからすると緩和する余地があるのではないか。
- 例えば影響度合いで一定の基準を置いて、Q & Aで示すといった手もあるのではないか。
- リースの計上には、今後支払うべき債務がどれだけあるか明らかにする意味もある。

4 論点

○ 企業会計によらない考え方を認めるか。

(考慮すべき事項)

- 企業と地方公共団体ではリースの活用のあり方が異なる。
- 企業会計基準は、全てのリース契約対象物を資産計上するよう改正予定。
- リース契約が長期継続契約に該当する場合、予算書にはリース債務の総額は表示されない。

○ 認めるとした場合、具体的な方法をどうするか。

- リース料総額の要件300万円を引き上げる方法については、具体的な金額の設定が困難ではないか。
- 定性的な要件（例えば資産・負債に対する割合が極めて小さいなど）を付した上で、計上しないことを許容できるか。この場合、注記でリース債務の総額を記載を求めるか。

・資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

24. リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行うこととします。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととします。なお、地方公共団体は、リース取引においては借り手になることが想定されるため、研究会報告書では、借り手側の処理に準じて記載されていますが、その具体的な取扱いは明確に定められていませんので、企業会計の考え方及び手法（「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）。以下「リース会計基準」といいます。）を参考にして処理することが適当です。
27. また、24段落のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしますが、「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いに準じて、次のいずれかに該当する場合が考えられます。
- ① 重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引
 - ② リース期間が1年以内のリース取引
 - ③ 当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものでリース契約1件あたりのリース料総額（維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引

- 地方自治法第234条の3の長期継続契約に該当する契約は、債務負担行為の設定が不要であり、債務総額は予算書には記載されない。

(長期継続契約ができる契約類型)

- 電気、ガス、水の供給、電気通信役務
- 不動産を借りる契約
- A機器のリース契約等 ※1年以内のリース契約は対象外

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

(債務負担行為)

第二百四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

(長期継続契約を締結することができる契約)

第一百六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

逐条地方自治法（抄） P906～907

(前略)

また、「その他政令で定める契約」という規定は、（中略）○ A機器のリース契約等契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結することが円滑な事務の遂行にとって適切と思われるものを対象とするものであり、政令では「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」とされている。

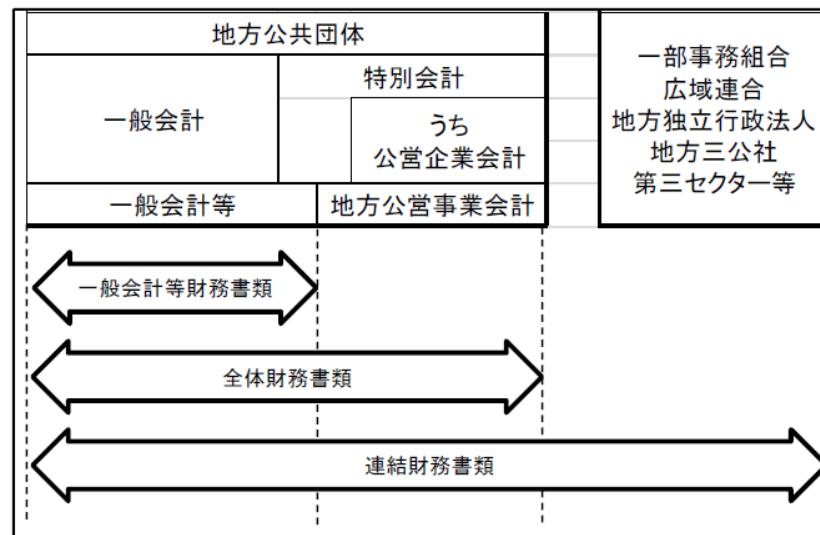
(以下略)

2 全体財務書類・連結財務書類について

1 現行制度について

- 一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとなっている。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



2 作業負担について

- 全体財務書類・連結財務書類を作成するには、
 - ・ 連結対象団体の決算書類の収集、修正・読替え
 - ・ 新たな個別財務書類の作成
 - ・ 純計処理といった作業を必要とする。
- 連結財務書類は、対象団体が多いため、より作業負担が大きい。

3 前回までの議論

(1) 地方公共団体からの意見

- ・ 作成・公表自体を任意とできないか（他団体比較が困難、将来負担比率で足りている）。
- ・ 連結財務書類の活用策（意義や用途）の明確化・共有がされれば、各団体で精度の検討や簡素化の判断ができるのではないか。
- ・ 純計処理の際に行う内部取引相殺作業について、省略や簡素化ができないか。
(同規模の団体の実態が分かれれば、簡素化の判断も取り得る)
- ・ キャッシュ・フロー計算書について、公営企業や第三セクターの場合、間接法から直接法への読み替えが必要だが、難解な作業で負担が生じているので、廃止してはどうか。
- ・ 附属明細書について、第三セクター等の場合、新たに連結附属明細書の作成のために情報をもらう必要があり作業負担が大きいが、活用可能性に乏しいため、廃止してはどうか。

(2) 構成員からの意見

- ・ 連結財務書類は一般会計等財務書類と比べて利用の比重は低いように思われるため、本当に必要なのかという点から議論すべき。
- ・ 連結貸借対照表はあった方がいいが、資金収支計算書や純資産変動計算書、附属明細書などの作成がなくなればかなり負担軽減になるのではないか。
- ・ 簡素化するとしても、経営状況の良くない公営企業や第三セクターを抱える団体は連結財務書類を作成するべきではないか。
- ・ 連結には関連法人等も含めた行政サービス提供の全体像を示す意義もあることを認識した上で議論した方がよい。その中で必要な情報は何か議論し整理できれば、どの様式が必要か見えてくるのではないか。
- ・ 連結財務書類と全体財務書類では、その性質や活用方法が異なるので、分けて議論すべき。

4 論点

○ 全体・連結財務書類作成の意義をどう捉えるか。

① 地方公共団体及びその関係団体の全般的な財務状況を明らかにすること

○ 連結財務書類作成の手引き

Ⅱ 連結財務書類の作成目的

3. 都道府県・市区町村とその関連団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが連結財務書類の目的です。

- ・ 団体間比較の観点からは、例えば、消防・清掃の事務を一部事務組合で実施する団体と自ら実施する団体では、一般会計等では水準が揃わないため、連結で比較することが有効。

② これに加え、健全化の観点から、健全化判断比率では把握できない財務情報を開示すること

H20.6.26 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ第2回 資料3

2 (2) 地方公共団体財政健全化法との関係

- ② 公会計の整備により健全化法が把握しない財務情報の把握が可能となり、開示される財務情報が充実するのではないか（一部抜粋）
 - ・健全化法が棚卸資産である販売用土地の時価評価を行うのに対して、公会計は売却可能資産について時価評価を行うなど対象範囲が広く、資産の実態を広く把握
 - ・将来負担が生じない土地開発公社、損失補償を付していないが出資比率が高いなど実質的に業務運営を支配している第3セクター等の財政状況は、健全化判断比率には反映されないが、公会計では連結対象のため財政状況の把握と開示が可能

- ・ 健全化法施行当時とは、地方公共団体の健全化の状況が異なっていることをどう考えるか。

	H20年度決算 (法全面施行当初)	R3年度決算
財政再生団体	1	1
早期健全化団体	21	0
早期健全化基準 以上の団体	実質赤字比率	2
	連結実質赤字比率	2
	実質公債費比率	20
	将来負担比率	3
経営健全化基準以上の公営企業会計	61 /7,448	7 /5,917

○ 例えば以下のような負担軽減策は考えられるか。

(1) 財務書類の作成自体を任意とする

- ・ 全体・連結財務書類のほかに全般的な財務状況を明らかにする代替手段がないことから、直ちに全ての団体について作成を任意とすることは困難ではないか。

(2) 団体の財務状況に応じて作成を任意とする

- ・ 全体・連結財務書類を作成する必要性が高い団体はどのような団体か。

(例) 債務超過となっている第三セクター等を抱える団体
連結により資産・負債の額が大きく変動する団体

- ・ 団体間で作成状況が異なることとなるが、比較可能性にどこまで配慮する必要があるか。

(3) 一部の様式の作成を任意とする

- ・ 行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、附属明細書について、その有用性や、作成しなかった場合の問題点としてどのようなことが考えられるか。

(参考) 現在の基準

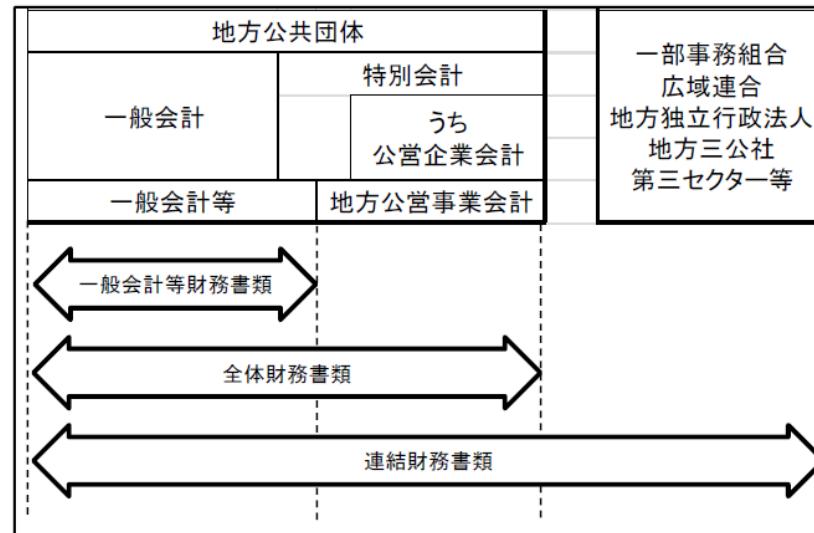
		全体	連結
貸借対照表		○	○
行政コスト計算書		○	○
純資産変動計算書		○	○
資金収支計算書		○	△
附属明細書	有形固定資産の明細 連結精算表	○	○
	上記以外	△	△

(注) △は作成しないことが許容されているもの

・連結財務書類作成の手引き

3. 都道府県・市区町村とその関連団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが連結財務書類の目的です。
5. 都道府県、市町村（特別区を含みます。）及び地方自治法（略）第284条第1項の一部事務組合並びに広域連合（以下「地方公共団体」といいます。）は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等財務書類を財務書類作成要領（略）に基づき作成します。さらに、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとします。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、【図1 財務書類の対象となる団体（会計）】のとおりです。

図1 貢務書類の対象となる団体（会計）



35. 連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。その場合でも、全体資金収支計算書については作成することとします。

39. 連結財務書類は4表または3表以外にも連結附属明細書もあわせて作成することが望ましいですが、連結附属明細書のうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外については、その事務負担等に配慮して、作成しないことも許容することとします。

56. 連結対象団体（会計）ごとの法定決算書類の有無及び個別財務書類の作成方法は【図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法】のとおりです。

図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法

団体(会計) の種類	会計基準等	財務書類の作成方法			
		貸借対照表	行政コスト 計算書	純資産変動 計算書	資金収支 計算書※1
地方公営企業 (法適用)※2	地方公営企業 法の財務規定 等	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書から 修正・読替え	× 決算統計及び 損益計算書等 から作成	○ キャッシュ・フロー 計算書等から 修正・読替え
地方公営 事業会計 (法非適用)	—	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成
一部事務組合・ 広域連合※3	— (公営企業は地 方公営企業法 の財務規定等)	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成
地方独立 行政法人	地方独立 行政法人 会計基準	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書から 修正・読替え	× 貸借対照表及び 損益計算書等 から作成	○ キャッシュ・フロー 計算書等から 修正・読替え
地方三公社	(例:土地開発 公社) 土地開発公社 経理基準要綱	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書から 修正・読替え	× 貸借対照表及び 損益計算書等 から作成	○ キャッシュ・フロー 計算書等から 修正・読替え
第三セクター等	(例:株式会社 等) 会社計算規則 及び財務諸表 規則等	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書等 から修正・読替え	× 貸借対照表及び 損益計算書等 から作成	○(一部×) キャッシュ・フロー 計算書等から 修正・読替え等

○：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり

※1 連結資金収支計算書は、その事務負担等に配慮して、当分の間は作成しないことも許容することとします。その場合でも、全体資金収支計算書は作成することとします。

※2 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を含みます。

参考

現行制度に至るまでの連結について議論の経緯

- ・ H17.9 総務省において、連結バランスシートの作成モデルを提示し、都道府県・指定都市に対しその作成・公表を要請。
- ・ H18.3 全都道府県・指定都市で連結バランスシートの試案（H16決算分）を公表。
- ・ H18.7～ 「新地方公会計制度実務研究会」において、モデル団体での検証結果を踏まえ連結財務書類4表作成に向け議論。
- ・ H18.8 地方行革新指針（総務事務次官通知）により、連結財務書類の作成を要請。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について（平成18年8月31日総行整第24号）

第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

地方公共団体における公会計改革及び資産・債務改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の項目について取り組みを行うこと。

1 公会計の整備

（前略）

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

（以下略）

- ・ H19.10 「新地方公会計制度実務研究会報告書」公表。

単体財務書類（普通会計及び地方公営事業会計）を基本として、加えて連結財務書類を作成することとされた。

新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月） P15、34

1. 2 共通事項

32. 本作成要領の全般にわたる共通事項は、以下のとおりである。

（2）地方公共団体単体（普通会計及び公営事業会計）のみならず、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体（地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等）との連結財務書類を作成することにより、地方公共団体及びその関係団体の全般的な財務状況を明らかにする。

2. 6 普通会計4表の作成

111. 普通会計4表は、単体財務書類を作成するうえでの途中経過の資料となる。

- ・ H26.4 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」公表。
一般会計等財務書類を基本として、加えて全体財務書類・連結財務書類を作成することとされた。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書 参考資料 P94

6. 財務書類の作成単位

○課題・論点

- ・ 普通会計ベースとするのか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において用いている一般会計等ベースとするのか。

○論点整理の考え方

- ・ 全団体の比較可能性を確保する観点からは、普通会計ベースもしくは一般会計等ベースのいずれかにするのが適当である。
(設置される会計ごとの作成とすると、特別会計等の設置状況は団体によって異なるため、比較可能性を担保できない。)
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係、実務面での負担を考慮すれば、一般会計等ベースとするのが適当である。
(一覧性のある決算統計に係る普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異に関して注記等する。)
- ・ なお、現行の取扱いを踏まえ、地方公営事業会計を加えた地方公共団体の全体財務書類及び全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成する。